

利用料金表

《短期入所療養介護》

平成30年8月1日改定



〒157-0068 東京都世田谷区宇奈根3-12-29
TEL 03-5494-5566 FAX 03-5494-5567

区分内容			短期入所（在宅強化型-個室-）					短期入所（在宅強化型-多床室-）				
			法定利用単位	法定利用金額 注1	負担額の目安 注2			法定利用単位	法定利用金額 注1	負担額の目安 注2		
1割	2割	3割			1割	2割	3割					
介護 度 別	1 日 に つ き	要介護1	794単位	8,654円	866円	1,731円	2,597円	873単位	9,515円	952円	1,903円	2,855円
		要介護2	865単位	9,428円	943円	1,886円	2,829円	947単位	10,322円	1,033円	2,065円	3,097円
		要介護3	927単位	10,104円	1,011円	2,021円	3,032円	1,009単位	10,998円	1,100円	2,200円	3,300円
		要介護4	983単位	10,714円	1,072円	2,143円	3,215円	1,065単位	11,608円	1,161円	2,322円	3,483円
		要介護5	1,038単位	11,314円	1,132円	2,263円	3,395円	1,120単位	12,208円	1,221円	2,442円	3,663円
加 算	夜勤職員配置加算	夜勤職員配置加算	24単位	261円	27円	53円	79円	24単位	261円	27円	53円	79円
		個別リハビリテーション実施加算	240単位	2,616円	262円	524円	785円	240単位	2,616円	262円	524円	785円
		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	18単位	196円	20円	40円	59円	18単位	196円	20円	40円	59円
		療養食加算(1食につき)	8単位	87円	9円	18円	27円	8単位	87円	9円	18円	27円
		重度療養管理加算(要介護4・5に限る)	120単位	1,308円	131円	262円	393円	120単位	1,308円	131円	262円	393円
		在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	46単位	501円	51円	101円	151円	46単位	501円	51円	101円	151円
		送迎加算(片道につき)	184単位	2,005円	201円	401円	602円	184単位	2,005円	201円	401円	602円
		緊急短期入所受入加算(7日間限度)	90単位	981円	99円	197円	295円	90単位	981円	99円	197円	295円
		緊急時治療管理加算(月3日限度)	511単位	5,569円	557円	1,114円	1,671円	511単位	5,569円	557円	1,114円	1,671円
		介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	利用総単位数×3.9%×10.9円		左記計算より算出された金額の該当負担割合			利用総単位数×3.9%×10.9円		左記計算より算出された金額の該当負担割合		
その 他 負 担 分 (1日あたり)	居 住 費	第一段階	490円				0円					
		第二段階	490円				370円					
		第三段階	1,310円				370円					
		第四段階	1,640円				600円					
	食 費	第一段階	300円				300円					
		第二段階	390円				390円					
		第三段階	650円				650円					
		第四段階	朝食500円・昼食700円・夕食600円				朝食500円・昼食700円・夕食600円					
	利 用 料	日用品費	390円				390円					
		教養娯楽費	210円				210円					
	特 別 な 室 料	個室(WC有り)	7,020円(内消費税520円)				7,020円(内消費税520円)					
		個室(WC無し)	3,780円(内消費税280円)				3,780円(内消費税280円)					
2人室(WC有り)		1,944円(内消費税144円)				1,944円(内消費税144円)						
2人室(WC無し)		756円(内消費税56円)				756円(内消費税56円)						
都 度 負 担	電気代(電気製品持ち込みの場合)	50円				50円						
	理美容	(別紙参照)				(別紙参照)						

注1) 1単位単価は、地域サービスの種類により区分が定められています。
東京都の介護老人保健施設における単価は、1単位10.9円となります。
法定利用単位に10.9円を乗じた金額が、介護給付費(法定利用金額)となります。

注2) 上記注1にて算出した額の1割・2割となります。
月額での計算の際には、端数処理を行いますので目安の金額と多少異なります。

※特別な処置等で材料費を頂くことがあります。
※行事等の内容により別途費用を頂くことがあります。